

第 33 回 滋賀県首長会議の概要

1. 日 時 令和6年10月10日（木）14時～
2. 場 所 草津市役所 2階「特大会議室」
3. 出席者 知事、各市町長 ＊近江八幡市長、野洲市長 欠席
＊湖南市長、米原市長 途中退席
4. 概要

テーマ1 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部改正について

【栗東市提案概要】

- このテーマについては、法改正の後、どうなるんだというところが、今回の肝であると思っている。本法改正は、世界的に人口が増えている中で、食料不足の課題が日本としても現状あり、今後の食料安全保障の観点から、改正に至ったものと側聞をしている。
- 現状と課題について、今回の改正で、農用地区域からの除外が厳しくなったと理解をしており、滋賀県は内陸工業県としていままで歩んできた中で、産業立地戦略では、企業立地の推移、産業用地も不足している中、用地を提供できない状況が課題であると示されている。今後の取組の方向においては、持続的な発展のためには新たな産業用地の確保等に努めると記載をされているところ。
- 企業誘致を推進するために、産業用地の確保に関して、市街化区域編入、「農産法」、「地域未来投資促進法」等を活用した農用地区域からの除外は、今回の法改正とは直接的に関連はないと聞き及んでいるが、全国市長会の国への要望回答では、「地域未来投資促進法」等であっても、面積目標に支障が生じるおそれがある場合は、面積確保の措置を求めるとされていることから、今後、企業誘致の推進に影響が出ていくものと懸念している。
- 現状、直ちに農用地区域内の、いわゆる青地に手を加えることは考えていないが、今後も企業の需要に応じていくためには、いずれこの農用地区域内農地、青地に手を加えることも考えていかなければならないと考えている。とりわけ行政運営に当たっていく上で、税収の確保というのが大変大きな課題でもあり、企業の立地に伴う税収効果のインパクトというものは大変高いものがあるので、この法律の改正に関し、企業推進、企業立地推進において大変懸念している。

【県資料説明概要】

- 滋賀県は、工業県であると同時に農業県であり、優良農地の確保は未来に向けた重要課題

の一つだと認識している。一方、経済の持続的な成長を図りながら、税収の増加、雇用の創出、地域消費の拡大、こういったものが期待される産業立地を推進していく必要があるため、今年3月、滋賀県産業立地戦略というものを定め、取組の方向性をお示しした。

- 産業用地の不足により、企業からの問い合わせに対応できていないという課題がある。そのため、民間等の用地情報について紹介しながら、令和2年度から滋賀県産業立地サポートチームをつくって、部局横断で対応をしており、今年度、産業用地の不足を解消するため、県と市町の連携による産業用地の開発に向けて、現在、候補地の選定を進めているところ。産業立地に向けた用地開発など大規模な県土利用の転換は、県のグランドデザインにおいても都市計画における市街化区域への編入が基本だと考えている。今回の法改正では、個別の開発計画を直ちに妨げるものではないところから、具体的な個別の事業計画がある場合は、特例法の適用も含めて法制度の範囲内で適切に助言させていただく。
- いずれの方法を活用するにせよ、土地利用調整には一定の時間が必要になるので、できる限り早め早めに情報を共有いただき、一緒に計画的に進めていきたいと考えているところ。県としては、これらの対応により、産業立地の確保を図りながら優良農地の維持に努めていきたいというのが基本的な考え。
- 今回の法改正のポイントは県の面積目標に対する国の関与が強化された点。この県の面積目標とは、全体の青地、農地面積の目標であり、令和17年、2035年の目標値として、令和8年度、2026年度、再来年度改定予定の県の基本方針の中で設定することとなる。具体的には、国からの勧告・是正要求と、青地からの除外に対する「知事同意基準」と「国への資料提出」の追加。ただし、具体的な内容や運用についてはガイドライン等で示されることになっており、現時点ではそれが明らかになっていない。
- 今後、市街化区域編入や「農村産業法」「地域未来投資促進法」によるものを含めた、青地を対象にした産業用地の開発や公共事業等によって、青地の減少が進むことにより、県の面積目標の達成に支障が出るのが予想される。県の面積目標の各年の発生状況によっては、県は国から技術的助言に加え、勧告や是正要求を受けることになる。この場合、青地における新たな産業用地開発について、代替措置として白地農地の青地への編入等が必要となる可能性がある。
- 二つ目の青地からの除外に対する「知事同意基準」と「国への資料提出」の追加について、大規模な青地の除外は、「県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」の要件が追加されるが、市街化区域編入や「農村産業法」等を活用した産業用地開発については、対象外となっている。県の面積目標の達成状況次第では、除外に対する知事同意の可否に影響を与える可能性がある。

【市町長意見概要】

- ガイドライン等が示されていない中での議論として、いま言えることは、おそらく目標面積の設定を令和8年度中に県がすることについて、生産的な価値というのが著しく低い

農地というのが各市町にある中、そういった農地が積極的に開発へ誘導することができるよう、十分に市町の意見を事前に集約いただいて、目標面積をしっかりと設定をしていただきたい。

- 滋賀県の状況と、新潟県の状況と、北海道の状況とでは違うと思う。そのあたりを知事の立場で、国にもしっかりと訴えをいただきたい。

- 後継者の話で、減反地が農振除外にかかっており、耕作しないので有効活用をしてほしいと要望があるが、8年未經の問題、農振除外ができないことで、使い道がない。所有者、耕作者、そして企業が非常に進出したいという希望があるのに、規制があるため青地が扱けない。さらに「都市計画法」に基づく、都市計画の線引きの見直し、国交省が所管する「都市計画法」の関係の問題もある。地区計画といっても具体的な進出企業が決まっていと現実には前に進められず、今回やろうとする農水省の規制強化とは別の部分と相まって、滋賀県の全国的にも優位性の高い立地条件が生かされていない。

知事が示したとしても、現場に知事の意向が反映されず、各農業農村振興事務所の担当が窓口で蹴っているという問題も現実であり、組織上の問題もある。国の農政の審議官くらいともかなり論議したが、最終は市が決めることだと逃げる。誰が、どこで、どういうプロセスで結論を出すのか、実は整理されていない。

食料危機を踏まえて適正な農産物をつくるための適正な規模の面積を、各部局が真剣に課題を整理し合って、どこに結論を持っていくか、先を見据えて結論を出していかないといけない。

- そもそも食料自給率が低いのは、構造的な問題が大いにあり、政策的な部分もある。単純に面積の多い少ないだけで済ませる話ではない。

1点目は地域に担い手がない状況。しっかりと中山間地や農地を守る担い手をつくるというソフトであれ、ハードの整備も同時に絶対必要。

二つ目に、荒廃しているどうしようもない農地がたくさん増えてきている。無理やり農地に編入し直すと、大変なコストがかかり、あまりよくないのではないかな。

最後、3点目は、事務的な部分も考慮いただく必要がある。提出資料が膨大になると、現場はとても大変。

- 22、23 年前食料の安定供給について政府で協議され「農振法」がかなり厳しく見直しをされた際に、県で農振の整備計画の見直しの時期で、県内各市町から各部局で聞き取りをして、面積は農振をどれだけ外して欲しいのかという数字をまず洗い出しをし、トータルでプラマイゼロに近い状況で農振計画を見直すということで、国に受けてもらったことがある。

現在各市町から農地の地域計画をつくられている最中で、地域計画をつくらなければ国のいろんな支援が受けられないという決まりになっているが、地域計画をするときにエリアが農振地域であれば、そのままだが、エリアに白地のところがあれば、地域計画に含めるように国はたぶん指導していると思う。仮に、エリアを構えて、隣接するところに白

地があれば、その白地を地域計画の中に位置付けて、そして農振というふうに個別にやっていけば、一定の県全体の面積が出てくるのでは。

当市の場合、地域計画のエリアは全て農振地なので、面積的にはプラマイゼロになったが、エリアによってはそういう余地もあるのでは。総合的に県と情報交換しながら進めていくのも一つの方法では。

【県担当課発言概要】

- 地域計画を策定する際に青地に隣接する白地を含めることで、いわゆる青地面積が増えるということだが、確かにそうすると、青地の面積が増えるが、白地のものを青地に代えることになるので、一定の抵抗を覚える方もいると聞いている。

地域計画の担当課ではないので、はっきりとしたお答えはできないが、必ずしも白地を含めなくてもよいということで、地域計画の策定を進めていると聞いているところ。

【市町長意見概要】

- 結局現状は「未来投資促進法」とかいろんな法律をつくっても、実際はそれを適用するのは、まず現実的に不可能。法律的にも不可能。

例えば、現在、県内 19 市町でどれほどの地域計画ができていて、白地があるのかないか、一応分析をされているので、当然、白地を青地にすることは、所有者をはじめ、関係者の理解をいただかなければ進まない。

理解が得られないとすれば、農業のいろんな課題が、例えば、高齢化、技術者の減少、獣害等、さまざまな課題がある中で、一定、そのところに県独自の支援策を講じるというのも、一つの方法ではないか。

- 農地を大事にしながら、いかに企業誘致をするかが実際難しいと思う。滋賀県の中でもそれぞれの市町ごとに違いがある。

一番困っているのは、住む場所がつかれない。いわゆる農地を転用できないこと。一方、農業組合でも、食料を確保しなければいけない。そのバランスを、地域における課題の重さをしっかりと国が判断してくれるように、県もしっかりして欲しい。県もどんどん農水省に行って議論してほしい。

それから企業誘致は絶対やるべきだと思う。企業誘致を進めるのか進めないのか、農業用地をどう考えるのか。市町ごとに考えて総合したものが県の意見になってくると一律にはいかないなので、柔軟にぜひお願いしたい。

- 農業用地の問題に大きく 2 点問題があると思っている。1 点目は、目に見えない規制が問題。例えば今回の「農産法」とか「未来投資促進法」とか、今は外形上言いつつ、実際は、会合の中で、面積確保の措置を求める、こんなのは実質上、拒否権と同じ。

例えば 4 ヘクタール未満は市の権限で転用できると言いつつ、法令、法律でないレベルの基準が厳しすぎたり適用が高すぎて実質的には認められない。白地でもよく分からない、

何に根拠があるのか分からないが、1種、2種、3種で何かやって、白地でも規制がされるとか。あるいは、農業はよく分からないところでよく分からない規制があるので、それは目に見えない規制になっているのではないか。

2点目はスピード感。企業立地で一番大事なのはスピード感だが、要件が一つ増えるだけで、資料出し、宿題等対応が発生し、企業が逃げてしまう。これは全国的な問題。スピード感、資料の提出をかなり求められる、やりとりに時間がかかる等の運用上の課題を県と市町が一丸となって見て、言うべきものはしっかりと農水省や、県に関わる部分は県に対しても、運用上の支障がある部分を一丸となって言っていくことが大事。

最後に、農水省のリスクに対する発言について、現実問題、ある市の農地面積が減るから他市で増やすという調整ができるわけがない。白地を青地にという話があったが、少なくとも聞いている限りはほぼ不可能。農地の所有者の方も同様。その状況で、青に編入すればいいというのは、農水省は現実を見ていないと思わざるを得ない。

- 農地面積が県内2番目であり、面積基準で規制をして画一的に縛りをかけると非常に難しい。特に、湖北は深刻。南に比べると企業が来てくれる場所も限られるので、一律ではなく地域性を考慮して欲しい。「農振法」の関係は、企業立地で配慮いただいているので、農地の面積目標も、考慮いただきたい。

もう一つは、農地の確保、農業の振興の面と、産業の拡大、両立させるにはどうしたらいいか。農業は国の政策でもあり、食糧増産という面から見て、申請をする場合、許可しなければいけない。両方が伸びるような政策を市町にとっていくべき。

例えば、市では米が多いが、トマト・ブロッコリー・ナス等、新しいジャンルに挑戦して農家も頑張ってくれており、農協も積極的にやっている。米も、乾田に直播きする農業が広がりつつあり、だいたい労働時間が4割ぐらい削減できる。スマート農業の考えも進むし、他の作物の乾田作も非常に可能になってくる。農業を振興しながら産業を振興するという発想で、ゼロサムゲームにならないような発想でいただきたい。

数値目標と面積目標をつくると、こっちがプラスになったら農業はマイナスになるという発想になりがち。柔軟に、考え方の基本をきちんと持って、進めていただければ。

- 昔であると、減反、いまで言うところの転作の目標は、市町ごとでだいたい決められるが、県としての総量であるとか、それとも市町に配分される枠があり得るのか。受け手によってずいぶん異なってくる部分が多い。

市町ごとによって提案できる容量がちょっと違うと思うが、どこかのまちは大きく、他のまちはできないということになるのか、それとも数量が市町一定ということがあり得るのかで結構大きく違って、各市町の担当者、首長も含めて、提案していくときに納得感があることが大変重要になってくる。丁寧に示してもらいたい。

- 一番小さな町なので、山もなく、効率的な農業ができるところだが、担い手を見つけるのが大変厳しい状況。

農地改良になって、農地が残っているのは住宅の近くの農地だけ。ぜひとも優良農地を残

して、企業誘致をしてもらいたい。小さな町が自主独立するのは、そういうかたちしかなく、大きな町も小さな町もいろいろな思いがあるということを考えていただきたい。

- 農業委員会が毎年耕作放棄地の調査をするが、農業委員会から、農地は無理、農振を外してくださいと言われることが何回もある。

現場を見てほしい。現場の目線でやってもらえるならば、協力もできる。ただ、地図の上で青や白の数字上だけの操作だけはしないでいただきたい。

もう一つは、滋賀県は圃場整備を軒下までやっており、自分で自分の首を絞めている状況につながっているが、県によって違い、農地改良に基づいて、8年目の問題も含めて、農振地域の除外で問題がない県もある。県で一度どうなっているか調べていただきたい。滋賀県は特異な県と言わざるを得ない。

- 当市も企業立地でいろいろと問い合わせがあるが、青地の解除、農振解除がなかなかできにくく、大きな課題、障害になっている。

今回、面積目標というのが出てきて、新たな規制になってくるが、面積目標を県はどんなかたちで設定しようとしているのか。一律ではないと思うが、市町からヒアリングに基づいて積み上げて目標設定しようとしているのか。決定されたとして、市町で、農地開発をするところや農地で残すところをしっかりとシビアに検討をして、県に出させてもらわないといけないと思う。

国の方針を掲げられてさらに企業立地が困難になってはいけないと思うので、ゆるゆるのかたちで、県にしていきたい。

【知事発言概要】

- この法律ができるときに、付帯決議が衆参それぞれ5項目ずつ付いているが、それはいまおっしゃったことがほとんど。一律でそれぞれの市町村ごとに考えるというのは、付帯決議にも書いてあるし、そのとおりだと思う。体裁の目標のように、市町ごとに大規模を含めた面積を初めから変えることは現実的ではない。ただ、国が大きな方針をどう設定しようとしているのか、各都道府県にどう課そうとしているのか、まだ定かではないので、いずれにしてもそれを見てから、また皆さんとしっかりと相談したい。
- 早めにちゃんとテイクノートして言わないといけないと思ったのは、例えば、同じ農地でも青地でも、活用可能性の乏しい農地や農業委員会からもういいと言われているような土地、どういう効率や生産性を農地が持っているのかなど、きちんと比べられるように、カウントできるようにできないかということとか。今回のことによって事務量が大幅に増えるというのは、時代錯誤も甚だしいし、この際、これだけのことをやるんだったら、目に見えない規制も一つ払おうじゃないかとか。運用上の課題をこの機に言って改善につなげるとか、できたらそういうかたちにしていきたい。地図上の現場を知らない数字合わせだけにはならないようにしないといけないというのは、きちんとしていきたい。
- いずれにしろ私も企業誘致、産業誘致はしないといけないと思っている。いろいろなニー

ズがあって、いろいろな場所でご相談が出ている。前回の首長会議で環境アセスの関係で言われたので、どういう改善ができるのかと検討しているが、ぜひ優良な農地を守りながら、さすがに8年未経のところは土地改良も含めて、やっぱり一定の制約を持たないといけない。

だから、事前にそれをやる前から、そうじゃないようにしとかなないといけないというのは、まず前提である。

- これから網を掛けていくところ、目標を持っていくところについては、産業立地との兼ね合いを十分に考えた目標になるように、私も努めていきたい。ぜひこの点、情報提供をしていきたい。

【各市町長発言概要】

- 5 ページの企業誘致の各府県の実績で兵庫県はものすごく多い。今日議論しているのは土地をどう生み出すかという話だが、誘致を具体的に進めるために、環境アセスの期間の問題とか、その他いろんな問題、許認可のスピード・進め方等の問題がある。
県も頑張って融資をしていて、10 億の補助金を出すという制度をつくられたが、根本的に他県と何が違うのかよく確認いただきたい。

【県担当課発言概要】

- 兵庫県は、特に中国地方寄りの、いままで関心のなかったところが、九州の例の半導体の関係で、九州のほうから押し寄せてくる部分と、あと近畿にほぼほぼ土地がない関係で、近畿の中であれば多少は山奥でもいいということで、兵庫県のいままで売れなかった工業団地が売れている。一過性のものだとは認識している。

【各市町長発言概要】

- 10 億出していただきありがたいが、兵庫県は補助金も 30 億とか 50 億とか出していると思う。そのあたりも見してほしい。

【知事発言概要】

- いずれにしろ県の支援制度は、隣接府県に遜色のないかたちでつくったつもりなので、きちんと全国的に波及するというのと、やっぱり情報とか、スピードが大事なので、市町さんと共有できたらと思う。

【各市町長発言概要】

- 県が国と協議調整をどんなかたちでいつやりとりをしたかをつまびらかにしてほしい。
県の面積の目標をどういうかたちで設定していくのかも、事後に協議をしながらお願いしたい。

○優良農地でない、中山間部の土地も認めないということであれば、正直言って北のほうに行けば行くほど、企業誘致できない。非常に不便で、本当に人も手も入らないという難しい問題がある。難しい土地は、産業誘致としても、農地としても難しいところがあるので、あまり規制を課せられると困る。もちろん、休耕地になっていないところでも、産業立地に認めないといけないところがあると思う。それを考慮いただきたい。

全体的につくるのが難しい中で、どこで産業用地を見つけたらいいかという視点は必要だと思う。

【知事発言概要】

○大きい町と、小さい町の悩みとか、山間部の多い町と、平坦部の多いところと、いろいろあると思うので、十分聞きながら進めていきたい。

テーマ2 多文化共生の推進について

【滋賀県提案概要】

- 市町もご案内のとおり、県内で暮らし、働き、学ぶ全ての人が、国籍や民族などのちがいににかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会というものを目指して、多文化共生推進というテーマ。

本県の外国人人口は昨年末時点で3万9,366人、過去最多となっている。総人口に占める割合が2.79%、県民36人に1人が外国人という状況。国籍別では昨年初めてベトナムがブラジルを上回り、最多となった。近年は就労目的の在留資格者が増加している。

国において、外国人材、受け入れ人材の方針が示され、今般の外国人在留資格制度改正により事実上、期限のない在留が可能となり、家族の帯同への道が開かれている。

また、それぞれの市町、一番記憶に残っているところでは、コロナ禍においても外国人への情報伝達など、さまざまな課題も公表され、浮き彫りになっている。どの市町も非常にご苦労いただいているという状況。

今後、県内人口における外国人の割合が高まっていくと考えられる中、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を私たち自身が持つこと。また、持つだけじゃなく、さまざまな施策を具現化することが大事だと。

- 今後の課題としては、まず一つは意識を高めていくこと。外国人が日本社会やその習慣への理解を深めていく機会を増やすことに併せて、日本人への意識啓発も必要ではないか。二つ目はコミュニケーション。これはみんながその国の言葉をしゃべれるということではなくて、デジタル機器も活用しながら、日本語教育も進めながら、やさしい日本語も活用しながら、一緒に暮らしていく。

三つ目はライフステージ。働き盛りだけではなくて、出産する人、介護が必要になる人、家族を介護する人まで、一人一人のトータルの人生を通じたサポート。寄り添い、一緒に暮らすということが必要になってくるのではないか。

- 現在、県では「多文化共生推進プラン」の改定に向けて検討を進めている。今度のプランでは、外国人県民対象の取組はもちろんだが、日本人向けの意識啓発や働きかけにも今後さらに力を入れていきながら、国籍などに関係なく、全ての県民で取組を進めていきたいと考えている。

改定におけるポイントが二つある。一つ目は「めざす多文化共生社会の姿」を設定しようとしていること。二つ目は、これらの目指す姿を実現するために取り組む、「五つの行動目標」を設定しようとしていること。

多文化共生意識の高揚やコミュニケーションに加えて、暮らし、就労、教育を含めた内容にするよう、いま考えているところ。

- 今後、市町の皆さんからもご意見をいただきながら、むしろ現場は市町で、いろいろな苦勞、もしくはいろいろな実践がたくさんあると思うので、一緒に多文化共生社会の実現

に向けた取組を進めていきたい。

加えて、災害時の対応や皆さんもご苦労されている外国人児童・生徒への対応などについて、例えば、こういうこと、悩みがあるんじゃないかなということで、困っているならどうだろうかと、こういうことを皆さんと意見交換できれば。

【各市町長発言概要】

- 外国人の比率が高い。ブラジル学校サンタナ学園は多くの県域から来られているが、サポートが何もない。知事や在ブラジルの日本大使も訪問され、ブラジルの子どもたちに向けたサポートの必要性について話し、地域住民の方々に向けては、町民の方々にも翻訳のサポート等しっかりとしながら、かなり開放していくように進めている。

保護者の理由によって転居される方々が、次の在留地に行かれたときに、県内で子どもの学びが途切れることのないようにすることが、大変重要。公的な学校に行っている方も、私塾に行っている方もそうだが、その方々が次の進路のときに非常に困難な状況にあり、つながってないと感じているので、サポートが重要と思う。

- 県内で4番目か5番目に外国人の比率が高く、工業地帯があり、まだまだ本当にできていないことばかり。

空き家バンクを行政で小規模だが行っており、日本人の方が空き家バンクに自分が住むと言って契約をされたにもかかわらず、その後完全反故にして、外国の方が住まれているという事例があり、大問題になった。弁護士に相談して、いろいろな契約をしても最後は所有権が強く、勝つ。外国の方には罪はないが、公然としてやっている業者さんが世の中にはいる。自治会費を払わない。生活文化、慣習が違うので、言語も話せる方もいれば話せない方もいて、地元の方に怒られながら町が入って調整した事例があった。今後そうならないように気を付けているが、他市町でもよく似た事例はあるかもしれない。不動産の話なので県に何かしろという次元がまた違う話だが、大変苦労を今も少ししている。

- いま、統計で見ると2023年、5,000人ぐらい、外国人が44カ国で、率でいくと低いが、数の上で、大津に次いで2番目だと思う。

幼稚園から高校まで一貫したラチーノ学院があり、ブラジル本国の卒業資格が取れる。廃校プロジェクトでただ同然で提供して、修繕があったら、大切にメンテナンスして、地元の住民との関係が歴史を重ねてきた。また、自身の経験をヒントに、「いろは教室」を2校でやっている。週に何回か午前中に、ポルトガル語だけでなくベトナム語、インドネシア語、マレーシア語、多言語に対応できるような教室をやっている。行政がきちっと対応していかないと、労働力の確保につながらないと思っている。

工場労働者が目に見えて分かるぐらい、増えてきている。まだまだ問題は出てくると思うので、労働力、地域に住む住民として、共存するということを行政がしっかりとアピールしていくことが大事。

そして危機管理上いかに救うか。防災対策やコロナの時もやってきたのは、企業を通じて

を基本原則に、企業から漏れる人をどうするかということでやってきた。

地域に来ている、増加する外国人児童、生徒への対応を県がやってきてくれたら。財政的な支援を期待している。

- いまは率的には、外国人は多くないが、ミャンマー、ラオス、インドネシア等、言語的に翻訳者を確保するのが難しいエリアの国の方が増えている。介護の現場も、インドネシアに話をしていて、これから何人も入ってくると聞いている。その中で、市民・県民としてしっかりお迎えし、地域で文化共生をやっていかないと、中に閉じこもったら、状況が分からないし、安全保障上も防災上も問題が出てくると思う。市全体で取り組めていないので、ぜひ県内のいろいろな取組を勉強させてもらいたい。

最近よくスタートアップの人としゃべる中で、プレゼンの中で、いまの翻訳技術がすごく、同時翻訳で何の遜色なくできるが、利用しようとする高い。例えば、共同調達を市町と県と一緒にやっていく等、必要なものをいろいろと援助してもらえるとありがたい。

- 本市はベトナムの方がすごく増えている。次がインドネシアの方。特にベトナムの方は英語が話せない方が非常に多いと聞いており言葉の壁があるので、市町だけではかなりハードルが高い。県が率先することが大変大事。

企業誘致していこうと思ったときに、人手不足が顕在化している。企業誘致にも頑張る一方で、働きやすい、生活しやすいみたいなものを逆に強みにして、外国人の労働者もしっかりと確保すると、逆に企業誘致をしてもらえる底上げにもなってくる。

県でどんどんやっていく、滋賀は働きやすい場所だということが、結果的に全体的によくなっていくことにつながる。

- 市も人口の5%を超えており、4,500人ぐらい。47カ国の方が暮らされている状況。

本年度、県内で初めて、在留資格から福祉の課題に至るまで、一元的にどんな相談でも受け付けられる、多文化共生センターを開所した。指定管理の運営で、徐々に市内等にセンターの存在意義が広がりつつあり、需用がどんどん増えている。

外国にルーツを持つ生徒の高校への進学について、滋賀県はまだ制度として持っていないが、47都道府県中、30の府県が高校入試における外国人枠および特別選抜を実施している。外国人枠は、一定の入学者に対して、5名、10名等を外国人の枠として各高校が準備をすること。特別選抜は、例えば、問題用紙にしっかりルビが振ってあるとか、面接だけで高校進学ができるというような配慮を行うこと。ほぼ多くの都道府県で実施をされているので、滋賀県も早くこういった制度を構築いただきたい。

もう1点、近年問題になってきているのが、義務教育を終えた、いわゆる学齢超過者。それぞれの母国で中学までは卒業して、高校生、15歳以上で日本に来ている方。市町の教育委員会は小中学校が守備範囲のため、県の教育委員会がきめ細やかな対応できるかというと思う。最終的には、国際交流協会や各市町の教育委員会が対応をするが、高校への編入や入学では、県と最終的に協力が必要になるので、こういう人たちをどうやって学校という枠組みで受けて入れていくのか。少しずつ数が増えてきている。

もう1点が、日本語教室について。いわゆるゼロ初級者と言われる、日本語がまったく話せない方が市の中に500人から600人ぐらいいる。日本語教室も週に1回程度、かなりきめ細やかに開催し、来られる方が60人ぐらい。教室の数をもっと増やしていきたいが、専門人材が不足しており対応がしきれていないので、指導できる人材の各市町の相互派遣や日本語学習の人材バンクを県のほうでつくっていただきたい。現場の運営は、各市町でしっかりやっていくので、どういう人材が県内にいるかをまとめてもらえると、活用ができて、よりきめ細やかな日本語教室もできる。親で日本語が話せない方がたくさんいて、小学校・中学校の子どもたちが平日に、通訳のために学校がある時間帯に出掛けている。ヤングケアラーという枠組みになると思うが、学校に行けない、休みがちな子どもも増えてきているので、日本語教室を各市町で、しっかりと受け皿をつくってやっていくことが非常に大切。

最後に、空き家に突如外国人という件について。一つ背景としては、外国人が雇用はされるが、住むところが市町にはないというのが大きな問題になっている。県でも滋賀あんしん賃貸支援事業という、外国人だけではなく高齢者の方や障害のある方が極力賃貸物件に入りやすい事業をしているが、市内で登録されているアパートや賃貸物件は0件のため、もう少し利用しやすい形になるといいのでは。不動産会社や大家さんがメリットを感じられるような制度に改善いただき賃貸物件がしっかり手だてとなれば、空き家に突如外国人の方が暮らさなければならぬ事情も減ってくると思う。そういう観点からもこの滋賀あんしん賃貸支援事業を外国籍の市民の皆さんがもっと使いやすいような制度に、再構築していただくのも大切と思う。

○市は、外国人の比率は県内で4番。ブラジル人、ベトナム人、中国・台湾、フィリピン人という順位。非常に多言語で、だいたい40カ国の方が来ている。最近多いのは、ベトナムの方が多い。

自治会の活躍は、防災上、非常に重要。震災が起きても、救難・救助のために自治会も消防隊等が活躍することがあり、自治会の中に収めることが、外国人の場合重要ではないか。外国人が20人以上いるところの自治会に自治会の数を増やそうということで、令和2年に79%の目標を立て、いま85%になっている。

外国人は日本語の問題があるので、命を守るという点で防災とか防犯が大事で、外国人向けの出前講座を行っている。

あと教育面について、滋賀県は大変学力テストが一番下のほうで、市も平均水準、学力テストの数値が低いと言われる。日本語を理解しない外国人に対してどうするかだと思う。市では学習支援、日本語の教育でさらに支援ということで、週1回週末に「学びの教室」を行い、外国人の子だけを集めて、補習をさせたり、日本語を教えたりしている。

最近の課題として、高齢者の外国人人口が増えてきて、窓口の相談員に聞くと、年金や介護の問題の相談がとても増えており、新たな対応が必要と思う。

もう一つは、医療現場での多言語化が急務。専門的な医療通訳が配置されている病院が少

ない。日本語が分かる人が同行して、病院にそういう配置が必要。しているところもあるが、英語のみで、実際に多いベトナム語やスペイン語にどう対応するかは、医療現場でちょっと問題になっている。最近、特にベトナムの方が多く、とても手が回らない。

- 市も日本語教室をやっているが、加速度的に増加していて、なかなか人材がいない。人材バンクという提案があったので、ぜひ人材の確保を、広域でしていただきたい。

学校現場で生徒が多国籍化して、今後はアラビア語、タガログ語、アディゲ語等しか分からない子どもが出てきているので、対応に苦慮している。

県にお願いしたいのは、各学校に外国人が2名以上いると、母語支援員とか日本語指導員を派遣してもらっているが、1名でも困っているのでは、2名以上という枠を外して、1名からでも指導員・支援員を派遣して欲しい。また、母語支援員は月1回のため、もう少し回数を増やして、手厚い対応をして欲しい。現場からも沢山の声をもらっている。

【知事発言概要】

- 住むところの話。これはすごく大事で、賃貸でももう少しスムーズにいくことと、企業にも、事業所にもそれを貸すことを県からも努めてやるようにしている。今回イトーキさんが近江八幡市で、ベトナム人材にたくさん来てもらうために住まいとかを確保している。自分の企業だけでなく、県内の中小企業も合わせていろいろサポートできるようにしようと言っているので、さらに広げていくとか。高島市の新旭電子さんは、ベトナム人材を家族含めての住まいで、地域と共生できるような仕組みをモデル的につくっているのでは、事例を皆さんと共有できたら。また、いろは教室や各市町でやっている学びの支援、母語支援がよりニーズに合わせてできるような支援策や人材バンクなど事例を共有したい。
- 一応県でも国のお金を使いながらではあるが、一人一人の学び支援事業やいきいきサポートや帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業といった事業がある。ちょっと足りない、使い勝手が悪いということがあれば、改善策を考えていきたい。
- 高校や進学するときの支援について、特別枠はないみたいだが、一応入試でルビ打ちは対応できている。他県にある、滋賀県にないものをどのように整備していくか。企業誘致、外国人雇用にもメリットとして感じてもらえるようなPRを、ぜひやっていきたい。
- 若いとき、働くときだけではなく、年を取ってからでも滋賀県に住むという方が増えてくことを想定した制度づくりを、国にも働きかけつつ、県でも整備していくということが必要だと思った。
- 支援員の活用条件緩和や母語支援の回数を増やすことは、持ち帰って、どういうことができるのか考えたい。ただ、そうは言っても、支援ができる人がそんなにいない。教育現場でも、日本の人でも。どうしていくのかというのは、もちろん機器を使うというのもやりつつ、こういうやり方をしたらいいよというところがあれば、教えて欲しい。いずれにしても、現場の課題をどのようにみんなで克服していくのか、考えていきたい。

【各市町長発言概要】

○県内で探すのではなくて、京都から来てもらうとかもできないか。

【知事発言概要】

○おそらく京都からでも来てくれている方はいると思う。京都は京都で状況があると思うので、おそらく県内で育てていく、確保していくことが大事だと思う。介護現場でインドネシアの方等が増えている地域があれば、事業所とも連携しながらやるとか考えていきたい。